

- 県では、「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」（平成24年5月16日付け通知）を作成しているので、御活用ください。
 - ・防災マニュアル作成の手引きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載している。
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 概要とはどのようなものか。
立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
- 掲示の方法はどのようにすればよいか。
施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
- 居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか
それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするよう定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。
- 居宅介護支援事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか。
居宅介護支援であれば、非常災害の内容に応じて利用者毎の避難支援（あらかじめ民生委員等に避難支援をお願いしておくなど）、安否確認方法や避難先での生活継続の可否の判断及び対応の手順などを記載しておくことが必要である。

(2) 非常災害時の連携協力体制の整備

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第5条 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間の及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(参考)

- 県では、携帯電話のメール送受信を活用した「社会福祉施設等被害状況確認システム」を導入しています。
このシステムは、地震・台風などの災害時に、被害状況の確認メールを、あらかじめ登録いただいた施設、居住系・通所系サービス事業所の代表者の携帯電話へ、県から一斉配信し、利用者や建物の被害状況について返信してもらうことで、県と市町が被害状況を一元的に把握できるというものです。

本システムを有効に活用するために、御理解と御協力をお願いします。

（老人デイサービスセンターの登録率 約20%）

なお、システム登録等の手続きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。
地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。

(3) 研修の実施及び研修の機会の確保

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第6条 社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(Q & A)

- 社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。
老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。
例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。

(4) 記録の整備

第3条

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

別表第2（第3条関係）

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|------------------------------|---|-----|-----|
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項 | 2年間 | 5年間 |
| 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 第29条第2項 | 2年間 | 5年間 |

- 保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。

(5) 業務の質の評価

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで、14の項（障害福祉サービス事業に限る。）及び15の項から17の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2. 社会福祉施設等（乳児院等を除く。）の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

- 外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。

例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るために評価を定期的に実施することなどが考えられる。

(6) 給食における地産地消の推進

第9条 社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品（当該食品を原材料とするものを含む。）を積極的に使用するよう努めなければならない。

- 県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。

献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。

24長寿第63904号
平成25年3月28日

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）については、平成24年10月12日をもって公布され、平成25年4月1日より施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例の基準については、条例第3条の規定により、各社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ条例別表第1に掲げる法令に規定する基準をもってそれぞれの基準としており、その内容には同表に掲げる法令に規定する基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるので、これを踏まえて、当該施設等は適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

条例において本県独自に設定した基準については、上記1のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示（条例第4条）

「非常災害対策」の規定に、非常災害に関する具体的計画の策定の規定があるが、入所者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、策定した具体的な計画の概要を施設内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連携協力体制の整備（条例第5条）

社会福祉施設等が、非常災害時に入所者等の安全の確保を図るために、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保（条例第6条）

介護保険施設等の現行基準のうち「勤務体制の確保等」において、研修の機会の確保に関する規定があるが、虐待防止の観点も踏まえ、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等（条例第7条、別表第1及び別表第2）

児童福祉施設、保護施設及び婦人保護施設については、入所者等の処遇又はサービスの提供に関する記録等を整備し、5年間保存しなければならないこと。保存する記録等については、規則で定めるものであること。

また、介護保険施設等の記録等の保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等（条例第8条）

社会福祉施設等において、提供するサービスの質の向上を図るために、施設等が業務の質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考えるが、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。

6 給食における地産地消の推進（条例第9条）

給食における地産地消の推進については、食事を提供する場合は、入所者等の年齢や心身の状態、嗜好等の特性に配慮しながら、地域の旬の食材など県内で生産された農林

水産物・加工食品を積極的に使用するよう努めることにより、入所者等へのサービスの質の向上を求める趣旨であること。

7 特別養護老人ホームの居室定員（別表第2）

現行の「4人以下」から「1人」に省令基準が改正されたが、入所者に多床室入所の希望があることを踏まえ、居室の入所の選択を狭めない観点から、「4人以下」と定めたものであること。

なお、居室定員を2人以上とする場合には、入所者の希望を踏まえるとともに、プライバシーの確保のための配慮を行うこと。

8 ユニット型施設の入居定員（別表第2）

基準の明確化の観点から、省令基準の「おおむね」を削除して「10人以下」と定めたものであること。

9 保護施設等における秘密保持等（条例第10条）

(1) 条例第10条第1項は、保護施設等の職員に、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密の保持を義務付けたものであること。

(2) 同条第2項は、保護施設等の設置者に対して、過去に当該保護施設等の職員であった者が、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、保護施設等の設置者は、当該保護施設等の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものであること。

10 保護施設における勤務の体制の確保等（条例第11条）

(1) 条例第11条第1項は、保護施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、作業指導員、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。

(2) 同条第2項は、職員の勤務体制を定めるにあたっては、可能な限り継続性を重視し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）第16条、第20条、第27条及び第32条の規定を踏まえ、それぞれの施設が担う生活指導等の視点に立った処遇を行わなければならないとしたものであること。

11 保護施設における事故発生の防止及び発生時の対応（条例第12条）

(1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号）

保護施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととすること。

- ① 施設における処遇事故の防止に関する基本的考え方
- ② 処遇事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

- ③ 処遇事故の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 施設内で発生した処遇事故、処遇事故には至らなかつたが処遇事故が発生しそうになつた場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと処遇事故に結びつく可能性が高いもの（以下「処遇事故等」という。）の報告方法等の処遇に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針
 - ⑤ 処遇事故等発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他処遇事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底（第1項第2号）
保護施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、処遇事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要であること。
具体的には、次のようなことを想定している。
- ① 処遇事故等について報告するための様式を整備すること。
 - ② 直接処遇職員その他の職員は、処遇事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、処遇事故等について報告すること。
 - ③ ②により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、処遇事故等の発生時の状況等を分析し、処遇事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
 - ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (3) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号）
直接処遇職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該保護施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該保護施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要であること。
また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えないこと。
- (4) 事故発生時の対応（第2項及び3項）
保護施設は、入所者等の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町、当該入所者等の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、入所者等に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと。
なお、条例第7条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、5年間保存しておかなければならぬこと。
- (5) 損害賠償（第4項）
保護施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと

と。

12 保護施設等における身体拘束等の禁止（条例第13条）

- (1) 条例第13条第1項は、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととしたものであること。
- (2) 同条第2項は、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものであること。

なお、条例第7条の規定に基づき、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録は、5年間保存しておかなければならぬこと。

24長寿第64407号
平成25年3月29日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）については、平成24年10月12日をもって公布され、平成25年4月1日より施行されるところです。この度、当該基準等についていただきましたご質問に対する回答がまとまりましたので別添のとおりお知らせします。

つきましては、貴施設・事業所におかれましても、基準等の運用に当たっては、別添の内容に留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
在宅サービスグループ
TEL：087-832-3268
087-832-3269

社会福祉施設の人員、設備、運営等の基準等に係る質問に対する回答

| 回 答 | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| | 項目 | 質 問 | |
| 1 01 全サービ ス共通 | 3 運営 非常災害対策の具体的な計画の掲示義務 | 概要などどのようなものか。 | 立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。 |
| 2 01 全サービ ス共通 | 3 運営 非常災害対策の具体的な計画の掲示義務 | 計画とは別に概要を作成して掲示しならないのか。 | 計画全体を掲示しても支障はない。 |
| 3 01 全サービ ス共通 | 3 運営 非常災害対策の具体的な計画の掲示義務 | 掲示の方法はどうすればよいのか。 | 施設や事業者の見やすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合は計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。 |
| 4 01 全サービ ス共通 | 3 運営 非常災害対策の具体的な計画の掲示義務 | 居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めるべきのか。 | それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者の安全確保のために、非常災害の内容に応じて、利 |
| 5 01 全サービ ス共通 | 3 運営 災害時ににおける他施設との連携・相互応援体制の構築 | 関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。 | 用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。 |
| 6 01 全サービ ス共通 | 3 運営 災害時ににおける他施設との連携・相互応援体制の構築 | 避難訓練の回数はどのよう | 地元自治会などの相互援助協定の締結や、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自立防災組織、消防団などの協力体制を確保しておくことが重要である。 |
| 7 01 全サービ ス共通 | 3 運営 研修講会の確保 | 避難訓練ににおける防災マニュアル作成の手引き川にも記載していますが、避難訓練については何を実施するよう努めること | 県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練について何を実施するよう努めること |
| 8 01 全サービ ス共通 | 3 運営 福祉サービスにおける外部評議会等の実施 | 社会福祉施設等が行なう研修には、どのようなものが想定されるか。 | 老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の運営に合った研修を実施する。例えば、高齢者による身体機能や精神面の変化・認知症を理解するための研修、高齢者虐待や身体拘束防止等の研修である。 |
| 9 01 全サービ ス共通 | 3 運営 給食における地産地消の推進 | 外部の者による評価とは、どのように方法があるのか。 | 例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るために実施することなどが考えられる。 |
| 10 01 全サービ ス共通 | 3 運営 県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。 | 県産品を積極的に使用する取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。 | |
| 11 01 全サービ ス共通 | 3 運営 記録の整備 | 保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。 | 完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使用しなくなった日とする。基本的に介護報酬の過払いの場合は、5年であることにから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要な記録については、延長して保存することが可能である。 |
| 12 24 介護老人 福祉施設 | 3 運営 特別養護老人ホームの居室定員 | 保存対象となる記録は何か。 | それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・外壁に掲げる計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、財務実績の記録などを記載した書類が該当する。 |
| 13 01 全サービ ス共通 | 3 運営 記録の整備 | 電子媒体で記録を保存してもよいか。 | 可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に因する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。 |
| 14 福祉施設 | 特別養護老人ホームの居室定員 | プライバシーの確保のための配慮とはどういうものか。 | プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーディオンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。 |